平成２３年（フ）第６８３０号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番26―311号
債務者　丹後加代子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６９号
大阪府東大阪市花園東町１丁目10番31号
債務者　天羽　秀夫
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３０３号
大阪府池田市鉢塚１丁目３番23号
債務者　大北　健二
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６０号
大阪市住之江区新北島４丁目１番１―202号
債務者　前田　健治
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３９７号
大阪府東大阪市出雲井町１番17―218号
債務者　小西　公晴
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５３９号
大阪市中央区谷町３丁目５番９―601号
債務者　土肥　茂夫
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５４８号
大阪市此花区伝法６丁目３番２―615号
債務者　白石　文敏
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６２２号
大阪府枚方市茄子作３丁目２番10―403号
債務者　中村　卓志
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３号
大阪府摂津市三島３丁目10番20号
債務者　石田　裕昭
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８号
大阪市淀川区三津屋北２丁目11番６―405号
債務者　岩本　辰美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４号
大阪府枚方市山之上１丁目８番20―102号
債務者　菅原　久乃
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６９号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目20番13号
債務者　大山　美鈴
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９９号
大阪市天王寺区烏ケ辻１丁目１番２―802号
債務者　佐藤　拓也
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１５号
大阪府寝屋川市寿町１番９号
債務者　山下　勝一
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２６号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番13号　グレースフルトキワ407号
債務者　廣瀬　裕美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９号
大阪府枚方市南中振２丁目60番１―203号
債務者　藤本　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４２号
大阪市生野区桃谷４丁目13番17号、前住所大阪市生野区生野西３丁目５番84号
債務者　中道　香七
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目10番30号
債務者　森田美矢子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部